

第四十三回

參議院内閣委員会議録第二十号

(三五六)

昭和三十八年五月三十日(木曜日)	午前十時二十五分開会
委員の異動	
五月二十九日	辞任
田畠 金光君	補欠選任
塙見 俊二君	永末 英一君
出席者は左の通り。	武藤 常介君
委員長	村山 道雄君
理事	石原 幹市郎君
下村 定君	鶴園 哲夫君
山本伊三郎君	大谷藤之助君
委員	源田 実君
小柳 牧衛君	J 戰闘機の事故に関する件)
林田 正治君	○國の防衛に関する調査 (半自動防空警戒管制網及びF104 通商産業省案(内閣提出、衆議院送付))
武藤 常介君	○大蔵省設置法の一部を改正する法律
中村 順造君	○委員長(村山道雄君) これより内閣 委員会を開会いたします。
鬼木 勝利君	初めて、委員の異動について報告い たします。
永末 英一君	され、その補欠として永末英一君が委 員に選任されました。
國務大臣	昨二十九日田畠金光君が委員を辞任 する調査を議題といたします。
國務大臣	ただいま政府側より志賀健次郎君 官 海原防衛局長、伊藤装備局長、麻
政府委員	度調査室長
人事院総裁	佐藤 達夫君
内閣総理大臣	田中 角栄君
官房公務員制	志賀健次郎君
官海原防衛局長	増子 正宏君

生参事官、小幡教育局長が出席いたしました。質疑の通告がありますので、これを許します。

○永末英一君 防衛庁長官にお伺いしたいのですが、三月九日の予算委員会の席上では、この問題についてお答えをいただきました。そのときに、まだ明確でなかつたいろいろな問題がございました。新聞紙上の伝えるところによりますと、バッジの機種決定につきましては、非常に近いうちに最終的な決定を見るようですが、それが決まり、この際、これらの問題の進め方にについて防衛庁の考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

第一は、三月九日の予算委員会では、丸田空将補が昨年訪米いたしました。これら問題について調査をいたしましたのでございますが、三月九日現在では、まだ長官の手元には報告書が届いていない、こういうことでございました。もうすでに相当の時日が経過いたしておりますので、おそらくこの調査団の報告はお手元に届いていると思いますが、いかがですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) 丸田空将補は、丸田空将補が派遣いたしたのでありますが、これは丸田空将補の派遣によって最終的な結論を得ようというものではないのであります。しかし、現状はこうあるというふうなことは、これは報告をされなくちゃならない。伺いますと、その調査の報告をめぐって内局と空幕とがいろいろ相談をしておる。そういうものは一体どういう性格なのか。つまりある決定をしなくちやならぬからあなたのほうの部門でいろいろ相談をされることはあるが、現状はどうかという報告は相談しなくてできるんじゃないですか。長官はそのようにお考えになりませんか。

○國務大臣(志賀健次郎君) そこで丸田空将補の調査に基づきまして、防衛庁としての必要な性能を決定いたしまして、これを四月の上旬にアメリカのメーカーであります三社にそれぞれ性能を示しまして、目積もりを求めてお

りまして、丸田レポートを私は公式には見ておりません。ただ断片的には丸空将補からも意見は徴しております。

○國務大臣(志賀健次郎君) 当時は、派遣した当時の段階において調査をしてこいという命令で調査団が参ったのです。ところが、ただいま申し上げたような状況であります。調査団がある決定をしてそれを報告せよということをお命じになつたわけではないのですね。

○國務大臣(志賀健次郎君) そこまで丸田空将補が帰りました後にも、書面で三社にそれぞれ照会などを發しておるような関係もございまして、それらが全部そろつて初めて丸田調査団が行なわれておらなかつたのでございまして、丸田空将補が帰りました後にも、

るのとござりまするから、決して丸田調査団の調査した結果がこれはゼロになつておるといふのじやないのであります。丸田調査団のあの当時の次元においての調査を基礎に、空幕と内局で相談をいたしまして、そりてわがほうで必要な要求性能を作り上げて、見積もりを求めておるのでございます。から、現に私は公式に丸田空将補のレポートを手にしなくとも、十分に丸田空将補の調査の経過なりあるいは結果が今日現実にできておるものと私は信じておるのであります。

○永末英一君 はなはだ妙なことを承るのであります。調査の成果をいれ

て、そりて四月に防衛庁として要求性能を決定して、アメリカの会社に見

積もりをやらせたと、こういうお話を

う。それなら、そのところいかがですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは事務次官の手元までは提出いたしておる

のでございまして、私は本人からも随

時聞いておるし、事務次官からも報告

を受けておりまするから、私が公式に

手にしなくても事実上その報告を受け

ておるものと御了承願つてかかるべし

と私は考へておるのであります。

○永末英一君 はなはだほんやりした

話でございますが、私がこれを伺つて

おるのは、パッジの機種決定について

防衛庁内ではどういう機関の決定を見

て、積み上げて、最終的にあなたが御

決定になるか、その手続がびしゃっと

作られておるんですか。それをちょっと伺いたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは、

御案内のとおり、運用する者は空幕

でござりまするから、空幕の技術的な、専門的な知識がます第一でござい

ます。したがつて、空幕を中心に、三

社からそれぞれ提出せられました設計

なり、あるいは見積もりの内容を分

に私が決定する段取りになつておるの

であります。

○永末英一君 ただいま長官のお話の

とおりに、防衛庁内部の作業は進んで

いるといったしますと、きょう今現在ど

こが進んでいるのですが、お答えを願

いたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは非

常に複雑な、永末先生は私以上に専門

的知識をお持ちでござりまするから

迦に説法になりますが、非常にこれは非

</div

ので、それぞれの案につきましてのプラス、マイナスという点を最終的に技術的に煮詰めておる、こういうことでござります。一例をかりに申しますと、四月十日のニューヨーク・タイムズに出でますが、ヨーロッパにおきましてもNATO諸国が同じようなナッシュ組織を作っております。これも当初の見通しと、現在時点においては約三倍にその経費がね上がつておる。この分担をどうするかということが関係各国で問題になつておるといふ記事が出ておりますが、何分にも最新の技術を用いまして、しかも将来にわたつて建設していくものでござりますから、そういう点の検討を慎重にやつております。それが最終的な段階になつておる。私たちの最善を尽くした結果を近く得たいと、こういふことで鋭意努力している次第でござります。

○永末英一君 今ちょうどNATOの例を申されたのであります。私たちによくわからぬであります。たとえば、NATOの場合には、これは四月十八日、フランクフルター・アルゲマイン・ツァイトゥングの報道でありますから、内容はその程度のことろしか私も知りませんが、ただ今おっしゃったような組織について問題となつておる点は、三億ドルから九億ドルまではね上がつた。これでは高過ぎるからNATOの司令部としては購入はやめた、こういう意見が出ておるという立合に伝えられておるわけです。ところが、三億ドルから九億ドルと申しますと、一千億円から三千億円である。今わが国の場合じゃ、バッジ・システムで問題となつておるのは、百数十億から二百億程度のものが問題になつておる。一

体、そんなに性能が変わらぬわけがないと思ひのでありますけれども、なぜNATO方面ではそう多額のものが考えござります。一例をかりに申しますと、四月十日のニューヨーク・タイムズには、その程度で間に合うか、その辺のところがちょっととわからない。その点ちょっとと明らかにしていただきたい。

○政府委員(海原治君) NATO諸国においては、今御指摘のように、当初三億ドル程度でできるだらう。それが三億になった、九億ドルにはね上がりた。そのことに関連しましては、各国の経費分担が実は問題になつてゐる。アーティカといたしましては、二は関係各国で負担しろということだけです。アーティカといたしましては、当初三億ドルで予定しましたものの三分の一は負担しよ、残りの三分の一は手を加えなくちゃいけない。それが現実の姿であります。それで、手動部分を多くすれば必ずしもそれに投下する経費に見合ひようなプラスがないといふことも実際にわかつて参りました。したがいまして、いろいろと技術面の検討をいわゆるOR的にやるとしますと、当初予定しておりますよな完全と申しますが、完全に自動化をしたサイトを全部持つ必要はない。ある程度のところは若干整理しまして、必要なところだけを完全に自動化するが、その他のところは手動のままで残しても差しつかえます。

NATOにおきましては、関係各国が受け持つ負担部分といふものが非常に巨大になりますので、その辺をどうするかということが問題になつておるといふことがニューヨーク・タイムズにも出ておりまし、私どもの各國に派遣しております防衛駐在官からも同様な報告を受けております。

では、なぜそのように日本の場合と比べて価格が違うかといふことでござりますが、私どもも当初第二次計画策定當時、丸田調査團が第一回に行きました報告の案の當時におきましては、まだ日本全部にどのようなシステムを配置するかということにつきまして、実は技術的に詳細な知識はございませんでした。実例を申し上げますと、た

とえば、北海道の端にレーダー・サイトがございます。このレーダー・サイトを完全に自動化いたしましても、それから得るところのプラスといふのが、必ずしもレーダー・サイトをマニアル、いわゆる現在のような人間が連絡するわけでござりますから、かのように手動のままで置いた場合と、必ずしもそれに投下する経費に見合ひようなプラスがないといふことも実際にわかつて参りました。したがいまして、いろいろと技術面の検討をいわゆるOR的にやるとしますと、当初予定しておりますよな完全と申しますが、完全に自動化をしたサイトを全部持つ必要はない。ある程度のところは若干整理しまして、必要なところだけを完全に自動化するが、その他のところは手動のままで残しても差しつかえないと、いうふうなことになつて参りました。それで、これが現実の姿であります。

NATOにおきましては、関係各国の各サイトその他を完全に自動化する、そのためにはそういう金がかかることで、逐次それの推定経費が減つて参りました。これが現実の姿であります。

NATOにおきましては、関係各国が非常に巨大になりますので、その辺をどうするかといふことが問題になつておるといふことがニューヨーク・タイムズにも出ておりまし、私どもの各

國に派遣しております防衛駐在官からも同様な報告を受けております。

では、なぜそのように日本の場合と比べて価格が違うかといふことでござりますが、私どもも当初第二次計画策

定当时、丸田調査團が第一回に行きました報告の案の當時におきましては、まだ日本全部にどのようなシステムを

配置するかといふことでございました。実例を申し上げますと、た

とえば、コンピューターを中心とするかね。考え方です。そのところを

長官の考えを伺つておきたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) まあ現在

に、NATO式でやうと日本式でやうとがございます。このレーダー・サイトを完全に自動化いたしましても、それからは、たゞコンピューターだけで問題は解決するものではない。それをあれば、また、わが国の防衛を考える場合には、その程度で間に合うか、その辺のところがちょっととわからない。その点ちょっとと明らかにしていただきたい。

○政府委員(海原治君) NATO諸国においては、今御指摘のように、当初三億ドル程度でできるだらう。それが三億になった、九億ドルにはね上がりた。そのことに関連しましては、各國の経費分担が実は問題になつてゐる。アーティカといたしましては、二は関係各国で負担しろということだけです。アーティカといたしましては、当初三億ドルで予定しましたものの三分の一は負担しよ、残りの三分の一は手を加えなくちゃいけない。それが現実の姿であります。それで、手動部分を多くすれば必ずしもそれに投下する経費に見合ひようなプラスがないといふことも実際にわかつて参りました。したがいまして、いろいろと技術面の検討をいわゆるOR的にやるとしますと、当初予定しておりますよな完全と申しますが、完全に自動化をしたサイトを全部持つ必要はない。ある程度のところは若干整理しまして、必要なところだけを完全に自動化するが、その他のところは手動のままで残しても差しつかえないと、いうふうなことになつて参りました。それで、これが現実の姿であります。

NATOにおきましては、関係各国が非常に巨大になりますので、その辺をどうするかといふことが問題になつておるといふことがニューヨーク・タイムズにも出ておりまし、私どもの各國に派遣しております防衛駐在官からも同様な報告を受けております。

では、なぜそのように日本の場合と比べて価格が違うかといふことでござりますが、私どもも当初第二次計画策定當時、丸田調査團が第一回に行きました報告の案の當時におきましては、まだ日本全部にどのようなシステムを

配置するかといふことでございました。実例を申し上げますと、たとえば、コンピューターを中心とするかね。考え方です。そのところを

長官の考えを伺つておきたい。

○政府委員(海原治君) 私どもの現在は、たゞコンピューターだけでも、レーダーの開発設置の問題、

あるいは常時哨戒のための飛行機による警戒を行ならとかいうような補助手段を講ずる次第でござります。

さらにはレーダー・サイト自体のレーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

ション・レーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメン

防衛厅で考えておりますのは、大事な骨格の整備を考えておるのでございまして、それに内づけをすることとは次考えて参るつもりでございます。したがつて、現在のところははつきりまだ考えておりませんが、いざれは二年以降になりますれば、第三次計画になりましようが、将来の問題として私ども考えておるのでございまして、現段階におきましては骨格の整備に全効力を傾倒するということでお御了承賜わりたいと思います。

○永末英一君 パッジ購入の決定にあたつては、私の希望したいところは、やはり全体の計画を出してやつていた國民としては非常にこの点は困ると思うのです。したがつて、今長官の心中にはまだぎまつてないといふ御答弁でございましたけれども、パッジの機種決定といふことは、それだけの問題ではないと思います。したがつて、防衛厅が全体的な見通しをひとつ立てていただきたくこと自体が、今これが必要だと思つていること自体が、すでに不需要になるかも知れない。したがつて、その曉においては、今大騒ぎしてやつておりますパッジそのものも、やはりまた古びた機械になるかも知れない。こうい

う不安をやはり国民が持つておるわけあります。これを国民にやはり示しまして、その中でもをきめていただきたいと思います。

○永末英一君 私の聞いておるところは、今までにパッジ・システムといわれるものをアメリカの三社から見積も

りをとらされたのであります。これはアメリカから買うのだといふことを、どこから買うかは別です。機種決

定は今やつておられる、しかし、要するに、アメリカの会社から買うのだと

一応アメリカ側に説明してございまして、現在そういうことにつきましては、この各社の見積もり程度によりますところにつきましては、在日米顧問団の力をかりておられますから、現実に私どもがやっておられますから、業界上承認しておられます。それに従いまして一定の援助

を

うと思ひます。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは防

衛厅だけが決定いたしました。

○永末英一君 私の聞いておるところ

は、どこから買うかは別です。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは防

衛厅だけが決定いたしました。

う不安をやはり国民が持つておるわけ

であります。これを国民にやはり示し

て、その中でもをきめていただきたい

ところです。もう一つ伺つておきたい

ことは、このパッジの購入、アメリカの

会社から購入するということはどこの

機関で認められましたか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは防

衛厅だけが決定いたしました。

○永末英一君 私の聞いておるところ

は、アメリカから買うのだと

いうことは決定されましたか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これはア

メリカの三社が日本の三つのメーカー

とそれぞれ政策上の関連がございまし

て、三社のうち二社がすでに提携の新

しい会社を作つております。したがつ

て、機種が決定いたしますれば、そ

ういふふうに想像されます。ただし

これがはたして一定の額で、たとえば

日本円にいたしまして、四十億円前

後のものといふことになるか、あるい

は本体器材の二五%とか三〇%とか、

こういう割合でくるか、この辺のこと

は今後の交渉の問題でございまし

て、現在私どもいたしましては、一

定額になるか、あるいは特定の割合に

なるかといふことにつきましての先方

側の考え方につきましては、全然情報

を持ち合わせておりません。

○永末英一君 新聞の報ずるところに

よると、計画としては、日本側と

アメリカ側とは一応ワンセットにして

あることになりますけれども、これは内

容はアメリカで作るもので、たまたま

あるから、これから作るといふなら

ば、日本側でもちろんございませんか

ら、作らなくちゃできない

ことですが、たとえば防衛廳内部で

な部品は全部輸入して、日本側の名前

で納入するというようなことにはなら

ないと考えております。

○永末英一君 アメリカにおいてもま

だ現物ができるわけではないので

あるから、これから作るといふなら

ば、日本側でもちろんございませんか

が、したがつて、主契約は日本の会社

と申しますが、折衝の問題でございま

すか、おそらく向こう側といつしましては、

最終段階にならなければその点は明ら

かにしない。從来の私どもの経験から

申しますても、そのように判断をいた

しております。

○永末英一君 先ほど長官は、日米合

意で、何が国産できるような雰

囲気を、言葉のニュアンスからでもと

が、したがつて、一体われわれの日本人の

技術では全然及びもつかないものであ

りますが、その点はどういう考え方でござ

りますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 日本の電子

工業に関する技術も非常に進歩して

参つておりますが、こういうパッジの

ような非常に複雑なしかも新しいシス

テムでございますので、日本側の会社

だけで所要の時期に完成できるとい

うふうに考へております。防衛廳が契約をす

る相手方といつしましては、日本側の

幕僚、あるいは防衛廳の空幕、あるいは

技術研究本部でパッジについてもお

られるのですか。いかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 防衛廳の各

部隊でござりますが、防衛廳の内部にある機関で

は、こういうものの研究を進めておら

れるのですか。いかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 防衛廳の各

部隊でござりますが、防衛廳の空幕、あるいは

技術研究本部でパッジについてもお

られるのですか。いかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 防衛廳の各

部隊でござりますが、防衛廳の空幕、あるいは

技術研究本部でパッジについてもお

それからその次に、若干操縦士に手落ちがあったのではないかと思われます点につきましては、この飛行機が緊急着陸をいたしました際に、旋回をしながらやるやかにエンジンをとめて入ってくるといふふうな手順になつておりますが、ある地点を通過するときに、その地点では少なくとも六千フィートから八千フィートの高度を維持しなければならないという規定になつております。その前にエンジンをとめた模様であります。そのときには、その高さが四千フィートしかなかつた。どうしてそういうふうになつたかといふことをいろいろ調べますと、実はスロットルが一〇〇%で、全開しておりますので、少しでも速度をゆるめようとしまして、パイロットは、エア・ブレーキを出しておつたわけであります。エア・ブレーキと申しますのは、主翼のすぐ後に、小さいひれのように出でておるブレーキであります。そのブレーキを出しておつたのであります。これはエンジンをとめる前にそのブレーキをしてしまわないといけない規則になっております。でないと、エンジンがとまりますれば速力は落ちますので、そのエア・ブレーキが出ておりますと、一秒間二十五メートルという沈下率にさらにそのブレーキの抵抗が加わりまして急激に落下する。こういふおそれがありますので、そのエア・ブレーキはエンジンをとめる前に元へ返せ、エンジンがとまりますれば電気系統がとまりますのですから、それを元へ納め込む操作ができないといふことが書いてあります。そのところを、エア・ブレーキを出したままエンジンをとめたため、その六千フィートの高度を通過

するときにすでに四千フィートの低高度になつておきました。したがつて、急に曲がって滑走路へ入つていった。曲がるときの角度も、通常なら四十度前後の傾斜が妥当であるといつております。そのものが、六十度の急傾斜で入つてきまして、そこでクラッシュしたわけあります。このように、第一原因は機材の系統の故障であります、あわせて、若干の手落があつたのではないのかという点が指摘されております。

それからその後に起こりました滑走路上の三件につきましては、そのうちの二件は明らかに操縦上の間違いであるという判定を持つております。その二件と申しますのは、着陸直後、御承知のように、104は、先に車輪が一つ、それからあとに車輪が二つございまます。そのあととの二つの車輪から先に着陸いたしまして、しばらくして前の車輪を接地をいたしまして、安定をはかつて直線で入つていくといふのが着陸方法であります。104は非常に高速で、機体もF-86に比べまして相当シャープにできておりますので、教範によりますと、あの二つが接地したすぐ次にもう間髪を入れず前の車輪を地につけよ。そうしないと横風がひどい場合には非常に機体の位置が風にゆれまして、その意味は、御承知のように、非常に尾翼のほうにあります方向舵が104は大きいものでございますから、その方向舵に風が当たりまして、尾翼があれましても、飛行機の位置が安定性を失く、したがつて、できるだけ早く前の車輪を接地して、できるだけ地上との摩擦を多くして風の抵抗を増すというふうになっております。それを二件とも——一件は約二千二百フィート前輪

をつづけず滑走しておりますし、またあの一件は約三千フィート前輪をかけずに滑走いたしております。その周、時間は約二十数秒であります。やはりこれは数秒中に前輪を接地すべきものであったかと思われます。

なお、次に、御承知のように、104は着地いたしまして、非常に方向が不安定になるといけませんので、前輪と方向舵とを同時に運動し得るような操作をせねばいけないということが教範に書いてあります。しかし、件では完全にやっておりません。したがいまして、当日十八ノットから、ときには「十二」ノットの横風がありました際、教範では二十一ノット以上はリミットであると書いてあります。ようやく強風の日でありますて、そういう操作に欠陥があつたために、遺憾ながら滑走路外へ百数十メートル踏み出して若干の故障をしたというのが二機あります。

最後の一機につきましては、これはノーズと申しまして、飛行機の前部が——前のほうが非常な振動をいたしまして、この原因は油圧系統に若干空気がたままりまして、相當量以上空気がたまつたがために油圧の力が前輪を固定さすだけの十分な力を発揮できなかつたということに基づくのと、そのため前席と後席に乗つておりました両方の間をつなぐ通話の能力が阻害されまして、あのような結果になつたものであります。この点につきましては、その油圧系統の空気を点検整備の際ひんぱんに抜き取るように点検方法を改善をいたしまして、いずれも対策は講じております。

このように四件事故がございました

が、いずれも原因は、大事故につきましては、必ず以外は明確になっておりますので、それぞれそれにふさわしい対策を講じておる状況であります。

○永末英一君 F-86型の最初のジェット機を自衛隊が使われた当初と、今104年が使われつゝあるときの状況と、事故の比較はどうですか。こっちのほうが多いですか、同じようですか、少ないですか。

○政府委員(小幡久男君) 直ちに機数をもつて今お答えできなのが残念であります。F-86Fを使つた当初もやはり手のうちにに入るまでは相当事故が続いた記憶がございます。一例を申しますと、浜松で教育を開始いたしまして、間もなく部隊が千歳へ移駐したわけでござります。千歳へ移駐する途中あるいは千歳へ移駐してからも相当運転の事故がございました。創業期には十分手に入つてないというふうな関係からかと思いますが、初期には相当な事故があつたと思います。ただいまつきましては、御承知のように、86F、86Dまで十分訓練を積んでおります。ジェット飛行時間千時間あるいは少なくとも五百時間という、ジェット機につきましては相当のベテランでございますので、十分戒心自重されておりますならば、初めてプロペラ機から86Fを導入した時期よりは、私は事実経験を十分に積んだ操縦士諸君が故が少なくていいけるのではないかといふふうに考えております。

やつておる。その角度で事故をじらす
になつた場合に、操縦士のふなれな處
もあるでしょうし、しかし、新しい機
種を人間が使うわけでござりますみ
ら、操縦士に落度がある場合もあるを
もしませんけれども、特にそれは、
機械は人間が使うでござりますから、
機械の側に多くの問題もあるので
はないかと思われます。したがつて、
そういうことを考えますと、あなたの
ほうの計画では、大体一年に七機ぐら
いはなくなるだらう、四十一年百八十機
実働機数をそろえようとしても、その
ころには百三十機ぐらいになつて、いる
だらうと、統計的には考えておられる
ようでありますけれども、今のよろしく
な、二十一機ですでに四件も出でてお
る、こういう現われ方が、今の考えて
おられる損耗率といふものについて改
変をしなくちやならぬとお考えになり
ますか、いかがですか。

行機を操縦するだけでもいろいろ問題がございます。しかし、飛行機は兵器を積んで戦闘するのが目的でござります。当初、F 104を採用するかどうかといふ場合に、これが全天候機であるかどうか、もちろんこれはそこに積む射撃管制装置との関係もございまして、大体全天候使用可能である、こうしたことで機種決定がなされたと思ひます。が、全天候、あらゆる場合にもこれが動きますか、いかがですか。

○政府委員(小幡久男君) その点は天候にかかるわらず、もちろん先ほど申しましたように、強風何メートル以上は着陸が困難であるということはございますが、上空ではそういうことは關係なく動くようになっております。

○永末英一君 この104に積むために、射撃管制装置としてナサールを積む

と、それによつて対地攻撃等も十分にできる。こういう打ち出し方が当初や

られたのでありますが、聞くところによると、このナサールは、どうもあら

ゆる条件に適合して使えないところがあるというので、考えておられるとい

う話ですが、ナサールの現状について伺いたい。

○政府委員(伊藤三郎君) ナサールについても

要求性能を満足しておるといふことを確認しております。したがいまして、現在104に搭載されておりますナサールは、性能上は問題ないと思ひます。

なお、対地攻撃でございますが、104は空対空の任務を主としておりますが、対地の攻撃にも協力をするとい

う。

○永末英一君 もちろん慎重に検討し

ておられます。したがいまして、重

要な問題でございまして、目下慎重に

検討を加えつつあるところでございま

す。

○永末英一君 もちろん慎重に検討し

ておられます。したがいまして、重

要な問題でございまして、目下慎重に

検討を加えつつあるところでございま

す。

○國務大臣(志賀健次郎君) 私は、就

任以来そういう話を聞いたことがござ

いません。

○永末英一君 先ほど、統計的にいえ

ば、作った飛行機はまるまる四十一年

度に残るわけではない、こういうお見

込みを防衛庁で立ておられる。ところ

で、F 104に関する生産のピークはも

う来ていると思う。そこで経済界があ

りからば、このF 104を継続生産しら

うしなければ、ピークを過ぎてしま

うと損をする、こういうことで防衛庁

側に押しかけておるといふことを聞いておりますが、その間に閣する防衛庁

側の考え方はいかがですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) 仰せの話

は、防衛省関係者から私のところに

陳情もございます。これはきわめて重

要な問題でございまして、目下慎重に

検討を加えつつあるところでございま

す。

○永末英一君 もちろん慎重に検討し

ておられます。したがいまして、重

要な問題でございまして、目下慎重に

検討を加えつつあるところでございま

す。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは、

F 104がほんとうに使えるかどうか

が、F 104がほんとうに使うかどうか

あやしいものにはつきりしておくれます。する、そうでありませんものにつきまして、いろいろな国際価格をないしは、生産地の価格を知る資料の入手に努めている次第でございます。また、特定のものは、変な価格を出しまして、それは同種の品物のほかの港、ほかの時期に通関したものと比較することによってかなり明らかになるようになります。しかしながら、先生御指摘のように、非常にわかりにくいものもあることは確かでございます。そのうちなものにつきましては、この生産地の価格状況をもう少し把握しやすいような、強力に把握し得るような態勢を作つて強化をはかつていくということともまた私たちも今後の宿題であろうかと考えている次第でございます。

で、翌月の中旬と申しますが、十日間
ろ出すようにしておるわけでござります。
年表は暦年一年分をまとめたもの
でございますが、これは先生御承知で
あると思ひますけれども、非常に分厚い
いものでございまして、複雑なもので
ござりますから、翌年の年末までの分
を、翌年の、輸出については五月、輸
入については四月くらいまでかかる
いる次第でございます。あまり早い
は申せないのでござりますが、昨年の
分をことし出しておりますのは、三月
の中旬ごろに輸入分を、四月末に輸出
分を出している。これは印刷の関係
の他で御指摘のように早くはないと思
さなければならないと思うのであります
が、統計の資料の処理が非常に膨大
なものでござりますから、本年度は電
子計算機を入れましてその作業を早め
たいとは考へておる次第でございま
す。これが十分に稼働いたしまするなら
ば、おそいといわれております年表の
ほうは、うまくいけば翌年の三月末く
らいに出せるようになるんじやないか
と思う次第でござります。そういたし
ますといふと、先進国にそうおくれを
とらないことになるのではないかと考
えております。月表のほうもだいぶお
くれて翌々月の中旬ごろということに
なつておりますが、一ヶ月ぐらい電子
計算機を使うことによつてお求め得る
のではないかと考える次第でございま
す。

行は旬表よりもさらににおくれておる。旬表というのは、これは十日ごとに出るわけですから、それが三ヶ月もおくれてしまつというのでは効果なし。月表だってそらでしよう。さらにおくれるといふのですから、三ヶ月や四ヶ月はおくれているという実情だつたと思うのです。この指摘のときには、それが今お話によりますと、だいぶ改善をされ、さらに一そら改善をする、こういうよろんなお話ですから。

次に、これは今度中央分析所を設けられるわけですね。これは横須賀に置かれるわけですが、六名ということですけれども、来年またふえるわけですか。六名でおやりになるのでしょうか。

○政府委員(佐々木庸一君) 分析所につきまして今回お願いいたしております定員六名と申しますのは、分析所設置のための企画、立案と申しますか、準備委員ともいへば人數を本年度まずお願いをした次第でござります。最終的には約五十名というふうに考えておる次第でございます。

○鶴園哲夫君 それから横須賀に置かれるのはどういう理由ですか。こういふものはできれば関税局、局の中に置くというならわかりますが、横須賀に置くといふのはどういう……。

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のとおり、理想的には本省庁舎のうちに置くべきだと考えます。御承知のことおりの建物の利用状況でございまして、このような特殊の機關を十分に活動でさしますような機械等を入れますについての必要とされる広いスペースをとるというようなことができないものでござりますから、思い切つて土地の十分

○鶴園哲夫君 どうも地方の税関との連絡もありましょうし、中央のほうとの連絡もありましょうし、ですからやはりできれば、そういうことでしようとけれども、まあ横須賀というのはいろいろな意味で不便じゃないかという気がするのですけれども——横浜ならまだいいんですが、横須賀にまで持つていくというのは。

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のような考え方をいれまして、なるべく近い所を探しましたが、東京も探し、横浜も探し、だんだん土地がなかつたようございまして、横須賀の国有財産を使うということに落ちついた次第でござります。

○鶴園哲夫君 質疑を終わります。

○石原幹市郎君 一つだけ、中央分析所は国立の工業試験所と関連を持たしてそういうところに位置するとか、そういう考え方には出なかつたのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) ねらつておられますところが非常に違るものでござりますから、向こう側が非常に十分な陣容を持たないということになりますると、御指摘のように動けるかもしれませんのが、こちらの特別の注文に合うような仕事をここでやってくれると、いう今の体制ではございませんので、そうしてまた、從来からも税関は税関での分析施設、人員を持つておりますので、提案してお願いしておりますような考え方になつたわけでござります。

○石原幹市郎君 さつき鶴園委員が言われたように、僕も横須賀に置くといふことはちよつとどうかと、ただ土地

がないから横須賀だというような考ふ方はどうでしようか、ちょっと私も疑問に思つたのですがね。そういう離れた所でやつても支障がないのですね、事務的にどうこうとかいろいろな、そういうことはないのだな。

○政府委員(佐々木爾一君) そういうことはない、ようないたすつもりでございます。研究施設でござりますから、都市の中にいろいろ機関が集中するという問題に因縁しましてこれを市外に分散させ、といふ考え方ございまして、いろいろ考えました結果、かようになつた次第でござります。

○石原幹市郎君 セめて横浜なら僕らも納得できるけれども、横須賀といふことは若干疑問に思いますけれども……。終わります。

○山本伊三郎君 それじゃ昨日の続きを若干ひとつ大臣が来るまで質問を統合したいと思うのですけれども、金融機関資金審議会の活動状況のデータをいたいわけですが、きわめて抜粋的で、要領だけ書いてあるのですけれども、これはなんですか、今後はこの審議会は一応期限なしに設置されるのですか、この前は年限があつたのですか、今度はどうなりますか。

○政府委員(高橋俊英君) 今回の法律が改正されます場合には、期限がなく、恒久的な機関として設置されま

す。

○山本伊三郎君 必要性はよくわかるのですが、無期限でこういう審議会を置くという必要性があるからなさるのですが、どうですか、今後の運営なんかもを考えますと、私は一応考えるのは、委員がもう定着してしまふのじやないかと思うのですがね。無期限に、

もう職業的になつてしまい、新味のある審議というものができないくなるのじやないかと思うのですが、委員については適当に、本人がやめてしまえば別として補充することになると思いますが、そろすると、委員の任期もないのですね。

○政府委員(高橋俊英君) 委員の任期はないわけですねけれども、実際には今までいろいろな事情によりまして、当初の委員が交代しているという事実はございます。ある程度入れかわっております。それからいわゆる学識経験者等につきましても、今後本人の事情により、また、こちらの事情によりまして、お話し合いの上で交代をしていく場合も当然に出て参るものと考えます。

たんですが、ああいう原子力発電会社に対しても開発を通じて資金も相当出ておるやに聞いておるのですがこういうものもこの中に含まれておるのですか、電力不足資金ということは。

○政府委員(高橋俊英君) それは全然含まれておりません。主としてこれは

着工の施設はむしろこれまでのベースよりはだいぶ落ちる。落ちて いるんじゃないかというふうな見通しがございまして、そうなりますと、電力会社が自己資金以外の他人資本にたよる割合としては減る。絶対額においてもせいぜい横ばい程度ではなかろうか。

て、したがいまして、調達の力も一層よろしいわけです。そういうことで、今は開発銀行から二百数十億程度の資金を毎年融資しておりますが、その場合におきましても、そういうふた非常に調達力の高いところには若干落とす。配分額の上では落とすということを

他の産業から見ても決して落ちておらないと思うのですね。 私まだ十分検討していませんが、鉄鋼あるいはその他の基本産業から見ると、政府は少し電力関係には甘いのじやないかといふ見方をしておるんです。銀行局長はいつもそれを悩んでおられるのです。

と無理だと思いますが、同じ基幹産業でも電力となれば、これは産業自体の電力もあるし、家庭の電力もあるから非常にむずかしい問題であります。私は繰り返してもう一ぺん言うんです
が、大蔵大臣の所見を聞きたいのです
が、もう今日、今の九電力の、まあ要

○山本伊三郎君 原子力発電について
は、あれはやはり財政投融資から相当
出ておるよう聞いておるのでですが、
それはそういうことを聞いておられま
せんか、大蔵省のほうは。

あるいは場合によつては二年、三年の間ならば若干減少することもあり得る。しかし、これは通産省がそういうことを権威を持つていているわけぢやないございませんで、大蔵省の側の見込みも入つております。ただ、あまりふねたいであらうというふうに私どもは考へております。

やつております。以前に比べまして電力会社への開銀の融資額は相当落ちてきております。二百数十億といふ資金は、全体の所要資金に比べますと、く一部にすぎません。これから見込みでございますが、今までのは量的に補完するという、一、二、三年前までの状態で申しますれば、量的補完もあつたわ

○政府委員(高橋俊英君) 最近におきましては、あまり停電というふうな現象もございませんので、電力の重要性についてあまりびんとこなくなつたところをさりますけれども、私ども今までの段階では、まだ電力というもののやはり基幹産業として第一にあがわれ

いところもありますし、いところも
ありますけれども、總体を通じても大
財政資金の手当をする段階ではない。
民間資金で調達し得る道もあるし、
そういう努力をもつみずからやるべき
だといふ私は見解に立つておるんです
が、銀行局長からいろいろとお話を
伺つたんですが、大蔵大臣はその点に

○山本伊三郎君 電力問題は、これはエネルギーの問題ですから非常にわれわれも関心があるのでですが、九電配についていろいろ問題も聞いておるので、財政資金を投下してやるのですが、今後やはり引き続いて相当資金を政府が援助するといいますか、投資をしなければならぬ状態であるかどうか、その点ひとつ参考までに聞かして下さい。

○山本伊三郎君 通産省の方が見えておるのですが、電力会社の会社経営状態、いろいろ、まあ特に私は関西ですが、から関西電力なんかを見ておるのです。が、政府資金で手当をするといらような緊迫した経営状態ではないと見ておるのです。民間資金で相当やれる。私はもう一人立ちできるまで回復しておると思うのですが、これは予算委員会でも若干触れたことがあります、この点、大蔵省としては、今、銀行局長としては、ある程度落ちてくるだろ

けであります。これからは油を使えばいいところを無理に石炭対策のために石炭のほうの火力を使わせるとかいろいろ必要もございますし、それから最近、今やつておりますけれども、重電機関の延べ払いのための資金をそれに対応するため、直接延べ払いの方式ではございませんけれども、これを使うほうに金を貸すというそらいうふらな質的な意味での補完といふうな要請がまた残りますからして、やはり現在の金額そのままで言えませんまでも、

るものではないかと思います。これからの問題につきましても、やはり全体の経済成長を考えますときに、エネルギーとしての電力産業というものはそのときどきによりまして資金総額にそれほどふえない時期とかといふものがござりますが、また、その先数年を考慮しますとまた増加して参ります。やはりそういうものは資金的には優先的に確保されしかるべきものではないか。ただ現在の状態で申しますと、社会保障などによる調整、これは政府もだい

ついてどういうお考えですか。

○國務大臣(田中角栄君) 電力が財政資金を使わないで、民間資金の調達だけでやれるようになることは好ましいことありますし、そうなればいいことであります。しかし、電力が国の基幹産業であり、もつとはつきり申し上げますと、電力自体が日本の産業に及ぼす影響といふのは非常に大きいのです。エネルギー・コストと

いうものが産業自体の成長に非常に大きく作用をいたすわけござります。

○政府委員(高橋俊英君) 電力資金につきましては、これはまだ来年度以降の電力の新しい投資の必要性といふものについて確たるものはないございませんが、一応係員ぐらいの程度で調査した段階におきましては、本年度あたりまではまだかなりの必要があるわけですが、来年度以降におきましては、今までの新しく着工をしてきました四百万キロ以上の新規着工分の完成が続いてくる。そのために、電力の需給関係はかなり改善されまして、新規

という話ですが、日本の基本産業ですから政府も相当力を入れなくちゃならぬのですが、あの経営状態から見ると、私はそれほど政府においてほかのお金を今まで資金の手当をする必要はもうないのじやないかと思うのですが、大臣としてはどういう見解でおられますか。

○山本伊三郎君 僕は関西電力の例を出したんですが、四国あたり非常に要る感じがあるんじゃないかなと。それで、どうもいたしました。

ぶてこ入れを実はやつておるわけでありまして、非常に銀行側に消化をお願いしておるという実情もございりますが、毎年相当増強発券はかつてきております。そういう点について民間資金を多く調達するよう、財政資金の負担でなくして、民間の金で大きな金を調達するように計画しておるわけであります。

し、特に製品コストの面にも大きな影響力を持つものでございます。国際的な移行とか、関税の引き下げとか、貿易、為替の自由化というような現状の中で、国際競争力をつけていかなければならぬといふような面から考えますと、電力自体が外国に比べてまだ相当高いといふような面もありますし、また産業政策の面からだけではなく、一般の生活の中でも、電力の料金といふものはできるだけ低い水準を確保すべきものでありますので、今の段

とつても、日本の現在の製糖産業から見ると、私は常識的に判断するのです。が、そら私はいかないと思うのです。が、政府としてはそれでも踏み切つてやるということですか。

措置が完全に行なわれて初めて自由化に踏み切るのだということでありましたが、今度国際糖価が高いので、そうでもなくとも国内糖の高騰や沖縄糖を大に利用したい、またしなければならぬ

味産業、これは振興しなければならん
といふことは政府も考へておられるの
ですが、実際問題、政府のあれで見ま
すと、四十五年ですか、五〇%までと
いうあれがあつたのですが、そういう

て、年間相当量の消費が伸びているところで、いろいろな問題もござります。私は、それよりも一番大きな問題として、日本自体が砂糖の自由化に対してもうな問題の一つとして議論されればならん問題の一つとして議論さ

の予算審議の中では、三十八年度の消費物価の上昇率は二・八%ということではじき出されているので、私はそんなことではないと言つておったのですが、そういう努力をするのだといふこ

先ほど申し上げたとおりでございますが、現在、国際糖価が非常に上がつておられます。御承知のとおり、政府が基準として考えておりますものは三セントから三セント五くらいに考えておつたのですが、六セントなり九セントなり、一番高いときは十二セントといふ国際糖価があつたようでござりますが、きのうあたりからまた少し下がつて九セント、十七セントといふ国際糖価のようでござります。この見通しは、

○山本伊三郎君 大蔵大臣は所管以外化に踏み切るには時としてはいい時だと、このように考えております。でもなかなか該博な知識を持つておられますので、大臣からお聞きしてもいいのですが、実は今度の国際糖価の暴騰と申しますか、あれについてキューーバの不作とか何とか言っておりますが、実際通産省あたりではどんな把握をしておりますか。

○国務大臣(田中角栄君) 専門的なま
たこまかい数字につきましては、これ
は所管でございませんから、所管大臣
からお答えすることになると思います
が、政府できめております基本的な考
え方は、国際競争が上がっているから
というのを常識的なことを申し上げた
わけでありまして、無制限に自由化し
ようということではないので、関税割
当制度を続けていきまして、自由に、
れるのですか。

や原糖の問題に対し、先進工業国が非常に力を入れておったわけでござりますが、その後、それらの地域が独立したり、また民族運動が非常に盛んであります。あつたりといふことで、砂糖作りといふものが相当減っているということ、で、消費が伸び供給が減っているといふような問題が相当あるのじゃないかと思います。でありますから、日本がこれから自由化して安い砂糖を安定的に入れるために、国際各地に日本の

月、二月、三月、四月の、三月ですか、ちょっと生鮮食料が横ばいになつたのですが、また上がつてゐるような状態です。そういう状態ですが、はたして三十八年度経済企画庁がはじき出した二・八%で、三十八年度ないし三十八年それでおさまるかどうかということについて非常に私心配しておりますのですが、この点企画庁としてどう考えておられますか。

どの程度になれば下がるかということは、なかなかむずかしい問題であります
が、国際糖価が上がりつておる現在、自由化ができないといふことではない。

大臣の御指摘がございましたが、三セント幾らから最近は十セント幾らかに上がつておる。この原因は確かにキューバの問題がございますが、世界的にことしは不作であるということ

入れたいものは、ある一定の額以上の高い関税を払って入れるということで調整を行なっていくわけでございます。

業者そのものがみずから栽培を行なうい、原糖の確保をはかるといふ問題になるのではないかと思ひます。国内的にはデンサイ糖の食管における買い入れの制度、沖縄糖の政府による

いたしましては、実は物価のみに限らず、経済の見通しにつきまして、全般的な項目について常に検討しております。この間大蔵省から出でてございます。この間大蔵省から出されました数字につきまして、なお

でありますから、国際糖価が非常に下落化でもつて日本で一番問題になります。これは、国内甘味資源対策であります。

と、もう一つは、結局需要の伸びに供給が追いついていけないといふようなことで、もちろん増産を始めてくる国もあるようですが、これは今の場合には間に合わないというようなことで、専門家じゃございませんが、

対しては、通産省側からもお答えがございましたが、いろいろな問題が今言われております。皆さんも御存じだらうと思いますが、キュー・バ問題、それからヨーロッパにおけるテン・サイ糖が非常に季節的に不作であった。それか

買い入れにつきましても、先般政府で引きめまして、これを国会に法律案を提出して御審議を願うといふような、万般の措置を講じてはいるわけでありますから、方向としましては非常にむずかしい問題ではありますが、砂糖の自由案して御審議を願うといふような、万般の措置を講じてはいるわけでありますから、方向としましては非常にむずかしい問題ではありますが、砂糖の自由

また私どものほうでいろいろ数字を当たっておりますが、ただいまのこところ、やはり全般の傾向といたしましては、一月、二月、三月に、私どもが予想しておりますよりも多少回復のきざしが見えて上回つてきておるという

ということで、その場合はある一定の額をきめておきまして、国内糖の保護のためにはこれを政府が買い入れる、食管で買い入れる、こういうことが一番の問題であります。現在のこところでも、どうも国際糖価が急に三セント

この相場はちょっととそう簡単には下がらないのじゃないかというふうに考えております。

ら六セント半くらいでソ連が三百万トン買い入れてしまつた。ソ連自体は、テンサイ糖その他で甘味資源は相当豊作のようであります。これが説をなす人は二千万トンとも言い、またそうではなくて、五百万吨／八百万トン／包

○山本伊三郎君 いろいろ聞きたい
とあるのですが、ますます枝のほう
に発展しますから、貿易自由化につい
ては、一応これで大本参考になります。
申し上げておきます。

印象を受けておるわけでござります。物価はそのうちの一つの項目でござりますが、物価と申しますと、特に消費者物価はいろいろな経済現象のいわば集約的な現象と申しますか、最後の結果二日三日でござらぬ間に思ひ

台まで下がるということとは考えられませんので、自由化をやるとすれば悪い時期ではないと、こう思います。今まででは、無制限に買入れる、また国内的な対策が、立法上、行政上あらゆる

は自由化しやすい——これは価格面からいえばそういうことになりますが、しかし、こういったものはいつまでも高い相場が維持されるものじゃないのでから、どうしてもやはりまず国内甘

申し述べたように、全世界的傾向としているところが、これが砂糖市場に出るだろうと思つておったのが出なかつたといふような問題も議論されておりますし、先ほど通産省から

次にもう一つ、経済企画庁の方おられますね。ちょっと聞いておきたいのですが、長官に聞きたいのですが、長官忙しいので来られないのですが、あ

番に予測の困難なものであると思ふの
でござります。で、昭和三十八年度の
見通しにつきまして、「一休二・八%と
いう数字について自信があるのか、

それからそれについては今後の見通しはどうなのが、こういう御質問かと思ふのでございますが、これにつきましては、私どもの現在の段階といたしましては、ただいま申し上げましたように、物価以外のいろいろな要因、これが変化するということありますと、またこの物価見通しも変わつてこなければならぬと思いますけれども、だだいまの段階におきましては、物価対策をさらに推進するということで、私どもとしましては、ほかの要因につきましては、さあ当たりつき申し上げましたように、一一三月期におきましては多少上向きになつておりますけれども、またその足を引っぱるような、依然として従来と変わらないような要因も片方にござりますので、したがつて、全般の見通しが非常に困難な現状におきましては、あの二・八%という見通しの線を一応目標といたしまして、極力物価全般を抑制ぎみにしようとして、極力物価全般を抑制ぎみにしようとだけしか申し上げられないので、こう存ずる次第でございます。

ておるのですが、それとも依然として二・八%でいるのだという、そういう考え方でおられるのですか。それを私一応聞いておきたい。

○説明員(岡崎三郎君) 確かにただいま先生の御質問のとおり、昨年の末から、三十七年の末から、また物価、特に消費者物価といふものは上昇して参ってきておりまして、その上昇傾向は今まで続いているわけでござります。で、私どもいたしましては、実はこの二・八%をはじき出しましたのは、例の個人消費支出との関連ではじいたものでございます。いわゆる支出がどの程度伸びるか、また雇用がどの程度伸びるかというよう観点から、その相関ではじいておるわけでございます。それでただいま先生のお話の、確かに一月以降なおまた上がってきておるわけございますけれども、ただそのおもな内容を見ますすると、ことしは生鮮食料品、これが一月からずっと上がっておるということになりました。したがって、去る四月四日でござりますが、農林省にお願いしまして生鮮食料品の価格対策といふのを打ち出してもらいました。それで経済閣僚懇談会で決定していただきまして、ただいま実行に移っているわけでござります。その後の状況を聞きますと、割合に出回りが増加していくというようなことをございまして、生鮮食料品につきましては、少なくとも四月、五月ともやはり落ちつくるのじゃなかろうか、今後も、またこの端境期七月を過ぎればさらに落ちつくのじゃなかろうかという見通しを立てているわけでございます。なお、また四月などにつきましては、特にいわゆる授業料、これ

が上がったことが一番目立つて、いるわけだと思いますが、これはまた一度四月に上がればあとは横ばいというところにならうかと思いますので、私どもはこのほかにいろいろ調味料とか、食肉、サービス料金などにつきましては、なお値上がり気配にあるものにつきましては、御承知としますが、各省の連絡対策協議会といふものを設けまして、極力督促して押さえ、あるいはむしろかえって引き下げるという方向で推進しているわけでござります。

○山本伊三郎君 それは経済企画庁が、あなたが責任者じゃないからやむを得ぬと思いますが、こういう問題にこだわらずに、やはり経済企画庁は日本の経済全般の企画を扱っているところですから、各省に先頭切つて実情といふものをもつと把握しなければならぬと思います。豚肉につきましても、今砂糖の問題を言いましたが、これは一時的かどうかは知りませんが、砂糖の問題につきましても、豚肉につきましても、相當私は下がるという傾向が見られないと思うのです。いろいろ対策は講じられますけれども、対策といふものはあとから講ずるものであって、自然の傾向といふものはそういう傾向をたどっていることは、数字が明らかに示していると思うのです。したがつて、そういうものの実態を十分に把握して、新聞ですっぱ抜かれるのじやなくして、経済企画庁自身がこういう先の見通しを、二・八条を固執する必要はないと思うのです。国会でどういふ答弁しようとななのは国民生活の実態から見ると問題じやないのだから、やはり政府としては、こういうふう

に消費者物価は上がっている、しか
これはこういう対策を講ずるのだとい
うことをまず先頭切って出さなくちゃ
いけないと私は思うのです。対策々々
で押える、抑えると言つても、私はおも
らく来年の予算審議のときに相まみえ
てもいいと思う。長官は今の長官とわ
れるか知りませんが、経済企画庁に
対して、あれだけはつきり言つなければ
ども、やはり実態を見て改めるものは
改めるということをやらなければ、私
は日本の経済に対して相当大きい支障
を来たすと思う。あなたにこれ言ふ
たつて仕方がないのですが、この点は
私は十分経済企画庁として考えてもら
いたいと思う。これはしいてここで言
う必要はございませんけれども、た
とえば経済成長率につきましても六・
一%経済成長率と言つても、それは昨
年の暮れ、十二月だと思いますが、ある
いは十一月からしませんが、大体今
のときの傾向をもつて予算の一いつの資
料の見通しとして六・一%を出され
た。私は何もここに大蔵省を出すわけ
じゃないのですが、現在私はあらゆる
経済指標から見ても、六・一%では、
来年、三十九年度の予算編成において
も減税をすると言つても、相当私は問
題がある経済成長率だと見ている。私
と言うより、社会党は見ているので
す。もつと経済成長率は上がるなく
ちやいけないというのが初めからの主
張であります。ところはまだこれでいけるの
とで、何か政治的にこだわっておられ
るような気もするのですが、大臣では
ないので、そこまで言つてくれとは言
いませんが、この点もやはり検討する

おる次第であります。なお、今後とも検討したいと思います。

○山本伊三郎君 いろいろのお話で聞きたことがあります。また機会があれば長官にも聞きたい。きょうは経済企画庁関係はその程度にしておきます。

時間も、お約束の時間がだいぶ過ぎてきましたが、最後に給与の問題でひとつ人事院と大蔵省の給与課長と、それから公務員制度調査室長に因連してお聞きしたいと思いますが、人事院では今民間の給与の調査をしてデータを集めつつ作業をされておるということを聞いておるので、それは一応おきまして、政府のほうにお聞きしておきたいですが、相当消費者物価も現実には上がつておることは事実なんですが、政府としては当然三十八年度の公務員の給与については考えなくちやならぬと私は思うのです。その第一の理由としては、これは別の意味で出されると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府として、総理府として、消費者物価の比較をやつておりますね。こういうことから政府はどういう考え方を持っておりますか。

○政府委員(増子正宏君) 私からこの

春闘の結果その他についてはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

う傾向から見て、政府も給与の引き上げについては腹をきめてもらわなく渉合させていくかというようなことにつきましては、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針を立ててもいいです。

○政府委員(平井健郎君) 私からちょっと

と数字のことを。ただいま御指摘の

毎月勤労統計における給与の上昇率

でござりますが、きまつて支給する

給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五%でございます。前年の同期は一〇・九・〇%でございまして、昨年に比べると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

その他のいろいろな要素とどのようにかみ合させていくかというようなことにつきましては、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針を立ててもいいです。

○政府委員(平井健郎君) 私からちょっと

と数字のことを。ただいま御指摘の

毎月勤労統計における給与の上昇率

でござりますが、きまつて支給する

給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五%でございます。前年の同期は一〇・九・〇%でございまして、昨年に比べると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

その他のいろいろな要素とどのようにかみ合せていくかというようなことにつきましては、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針を立ててもいいです。

○政府委員(平井健郎君) 私からちょっと

と数字のことを。ただいま御指摘の

毎月勤労統計における給与の上昇率

でござりますが、きまつて支給する

給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五%でございます。前年の同期は一〇・九・〇%でございまして、昨年に比べると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

その他のいろいろな要素とどのようにかみ合せていくかというようなことにつきましては、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針を立ててもいいです。

○政府委員(平井健郎君) 私からちょっと

と数字のことを。ただいま御指摘の

毎月勤労統計における給与の上昇率

でござりますが、きまつて支給する

給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五%でございます。前年の同期は一〇・九・〇%でございまして、昨年に比べると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

その他のいろいろな要素とどのようにかみ合せていくかというようなことにつきましては、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針を立ててもいいです。

○政府委員(平井健郎君) 私からちょっと

と数字のことを。ただいま御指摘の

毎月勤労統計における給与の上昇率

でござりますが、きまつて支給する

給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五%でございます。前年の同期は一〇・九・〇%でございまして、昨年に比べると、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月と本年の三月と比べますと、上昇率はや対前年同月比では低下していると思います。確かに昨年の三月においては、これはまだ明らかでありますんで明確でございませんが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあるうといふことは言えるであります。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府と

あると思います。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎動統計を見ましても、一〇%民間の給与が対前年度同月比較で出でるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八%程度だそうでござりますが、四月、五月になるとやはり一四、五%に民間の給与が持つていかれるんじやないかと私は見ておるので、こうい

國づくりというような面から考えますものと、それから公務員給与を是正するという一般的な問題とは、別に政府も考えております。一般的な問題は、民間のあれとの均衡等によりまして人事院から勧告せられるものに對して慎重に検討しながら、財政の許す範囲でこれを十分尊重するという建前は、過去、現在もまた将来も変わつておらないわけであります。学長の認証官とかの問題につきましては、考え方として、教えることに専念をしなければならないということに對して給与が低い、また新刊のいろいろな資料を買うことができないというようなことで、実際学校におつて教えるよりも、本を買わなければいかぬ、著述をしなければいかぬといふような、いろいろな面がありますので、安んじて教育の任につけてもらうにはどうすればいいかというような問題につきましては、より高い次元に立つて、先ほど申し上げましたように、政策の一つとして検討を進めているわけでございまして、これらの問題に對しても、結論を得次第、漸進的に進めて參りたいという考え方でございます。公務員の給与全体がとにかく戦前と比べて低いというお考えに対しでは、私自身も、これは全く私見でございますが、大蔵大臣としての発言をしてより私見でございますが、大蔵省の職員の給与を見ておりましても、確かに三十年働いてだんだんと減俸になつておるのじやないかとさえ思われるような事態がござります。でありますから、この間などは、二十五年、二十六年も勤められた諸君が勇退をしましたが、退職金などを計算してみても、まさにそう思います。思い

ますが、これはもう戦後の日本の國力

が非常に低下をしたということ、何分にも人がふえて数が非常に多くなる

たるもので、実はその意味は、現

在の給与体系なりあるいは秩序とい

う基本的な考えは、これはもう私

たちもあなた方と同じ気持であります

が、國の財政の面もございますので、

ただよくしてやらなければならぬ

漸進的に向上をはかつておるのが現状

でござります。

○山本伊三郎君

もう一つだけ、人事院總裁に要望を兼ねてひとつ御意見を聞いておきたい。いすれこの問題は専門的に今後やつていきますが、きょうは大蔵大臣お見えになるというので、聞いてもらつたらいいと思って私はきょうは特に選んだのですが、公務員の給与、生活実態といふことを人事院自体は調査をされたかどうかまだはつきりしませんが、いろいろ私も全国を回りまして、相当、陳情というよりも、窮状を訴える人が出てきております。

○委員長(村山道雄君)

この際、委員会の異動について報告いたします。本日塙見俊二君が委員を辞任され、武藤常介君が委員に選任されました。

○鶴園哲夫君

今、山本委員の質問に

関連いたしまして、大蔵大臣と人事院

の総裁に伺いたいんですが、今の大蔵大臣の発言を伺つていますと、私見といふふうにお話がありましたのはこれは別にいたしまして、その前の発言の中に、七大学の学長だけではなくて、人づくりという点から、大学関係の先生や

立場の引き上げ、また大学担当教官の特殊勤務手当を調整額に改める

ことと言つてあるわけですね。そうしますと、これは国立大学の学長その他

の職員については、先ほどから總裁の

特に検討をしなければならないといふことを言つてあるわけですね。そうしますと、これは国立大学の学長その他

の問題で例をあげることはできませ

んが、相當私は苦しい中でがまんをしてもらいたい。おそらく、何といいま

すから、民間の給与の上昇といふのはこ

うだから、また消費者物価、生計費がこうだから、しかも、そのとてデータ

もこれはいつも鶴園君から追及してい

る問題でありますと、われわれとして

は納得のできないような資料が相当あ

りますので、ほんとうの実情を人事院

が十分考へて勧告をするように、われわれとしては配慮を願いたいと思いま

すが、この点どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君)

ごめんなさい

に存じます。先ほど私が静的――静か、

ですが、ただいま總裁は、そういう人

院の勧告を待つて、一律に、民間の給

動的でなくして靜的といふ言葉を使い、づくりとかそういうものは、これは人

ましたけれども、実はその意味は、現

の立場にございまして、それは人

事院の検討の外にあるというお話をす

る。ですが、これは官房長官がことし

の一月の二十二日に、これは官房長官

でも、これらの方々に対し、今より

申上げたわけではございません。

斯・アルファと申し上げますか、より

高い次元に立ちまして、政策的な意味

もよりよい待遇や環境を作るという方

向は、人づくり、國づくりという基本

も、できるだけ私は機会を作つて、私

自身この訴えを承るよう心がけてお

るわけであります。そういう点をも広く勘案しながら、できるだけりっぱな

給与体系を作り上げたい、そして大

蔵省にこれを全面的に実施していくだけ

対するようにひとつお願ひしたい、こう

いう心組みであります。

○委員長(村山道雄君)

この際、委員会の異動について報告いたします。本日塙見俊二君が委員を辞任され、武藤常介君が委員に選任されました。

○鶴園哲夫君

今、山本委員の質問に

関連いたしまして、大蔵大臣と人事院の総裁に伺いたいんですが、今の大蔵大臣の発言を伺つていますと、私見といふふうにお話がありましたのはこれは別にいたしまして、その前の発言の中

に、七大大学の学長だけではなくて、人づくりという点から、大学関係の先生や

立場の引き上げ、また大学担当教官の特殊勤務手当を調整額に改める

ことと言つてあるわけですね。そうしますと、これは国立大学の学長その他

の職員については、先ほどから總裁の

特に検討をしなければならないといふ

ことを言つておられますね。その回答の中に、やはり七大学の学長を引き

上げるということになれば、その他の

国立大学学長その他の職員についても

特に検討をしなければならないといふ

ことを言つておられますね。その回答の中に、やはり七大学の学長を引き

上げるというふうにしたいたい

と思います。

○政府委員(佐藤達夫君)

私に対する

お尋ねについては、これはごく率直に申し上げましたほうがよろしいと思

います。たとえば、大学の総長について

今のプラス・アルファ的な飛躍的な給

与を設定するというようなことについ

ては、われわれとしては勧告をなせし

なかつたかといふおしゃりを受けるべ

き立場ではない、裏からいますとそ

ういう立場だと思います。先ほどの、

静かといふのはそういう意味で申し上

げたのです。ただ、これが成立いたし

ますと、給与の全体系から見ますと、

